事前放流ガイドライン（案）について

令和２年４月

国土交通省　水管理･国土保全局

事前放流ガイドライン案の主な内容

〇総論

・国土交通省所管ダム及び河川法第26条の許可を受けて設置された利水ダムを対象

・技術・システムの進展や適用した実績の状況を踏まえ、運用や精度を改善していく観点から、必要に応じて内容を見直す

〇基準等の設定方法

◆開始基準の設定

・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき

◆事前放流による貯水位低下量の設定方法

・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定して貯水位に換算

詳細は別紙

◆事前放流時の最大放流量

・ダム下流河川の流下能力、下流河川利用者の安全の確保、放流設備の放流能力等を考慮して設定

◆事前放流の中止の基準

・容量が確保された場合、予測降雨量が変化して基準降雨量に該当しなくなった等の場合には中止

◆事前放流の実施にあたっての留意事項

・河川管理者、ダム管理者、関係利水者は、あらかじめ、協働して、水系ごとに締結した治水協定の内容など事前放流の実施について、関係地方公共団体に説明

・河川管理者である国土交通省は、災害や事故の防止等のため必要があるときは、ダム管理者に対し、事前放流の放流量を調整するなど必要な措置をとるよう要請

◆事前放流の操作ルールへの位置づけ

・事前放流の開始基準や中止基準等を規定する実施要領を、ガイドラインに即して作成することを原則とし、当該要領について、河川管理者、関係利水者及び関係地方公共団体において共有することが望ましい

〇事前放流後に水位が回復しなかった場合の対応

〇適切に事前放流操作を行うためのダムの管理体制の確保

・事前放流は、降雨の予測に応じて適時に行うものであり、事前放流の実施に必要な体制を確保し迅速な参集体制を整えておく

・事前放流を的確に行うため、ダム施設等を常に良好な状態に保つために必要な観測、計測、定期的な点検及び整備を実施

〇施設改良が必要な場合の対応

・施設改良により洪水調節機能強化に一定の効果が認められるダムについては、河川管理者と当該ダム管理者及び関係利水者が協働し、必要な対応を進める

事前放流ガイドライン案　開始基準と貯水位低下量について

【開始基準】

・ダム上流の予測降雨量が、ダムごとに定めた基準降雨量以上であるとき。

・基準降雨量は、下流で氾濫等の被害が生じるおそれのある規模（ダム下流河川の現況流下能力に相当する規模）の降雨として定める。

・予測降雨量は、84時間先までの予測を行うモデル（気象庁の全球モデル）を用いる。

【貯水位低下量設定方法】

（予測降雨量）

・事前放流の実施判断は3日前から行うことを基本とし、予測降雨量は、気象庁の全球モデルによる数値予報データを用いることを基本とする。

39時間先までの予測を行うモデル（気象庁のメソモデル）による数値予報データも併せて用い、いずれか大きい方が基準降雨量以上であるかを確認する。

（貯水位低下量）

・予測総降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量を設定した上でこれを貯水位に換算する。

事前放流の実施フロー

○事前放流の実施判断

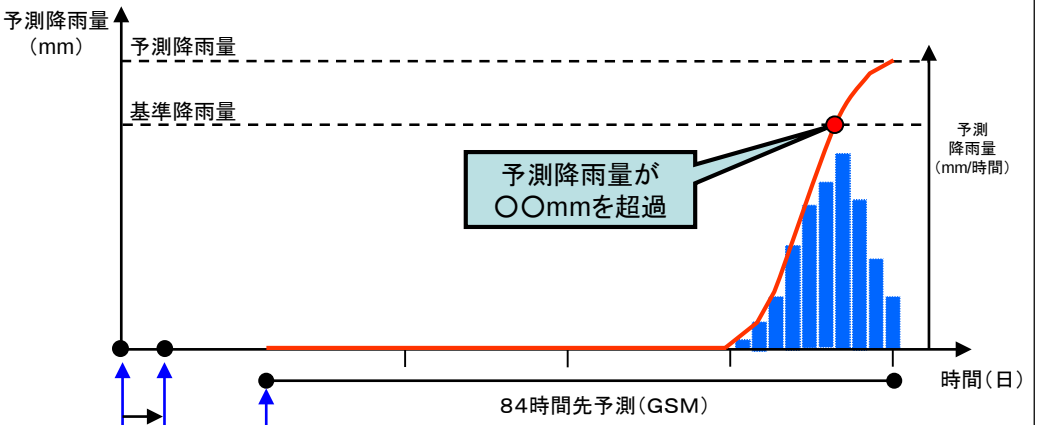

④事前放流の開始

③ ・予測降雨量が基準降雨量(○○mm/▲日間)を上回り、ダム管理者が事前放流の実施を決定
・ダムの流入総量を予測し、貯水位低下量（約××万m3を水位に換算）を算定

②・河川管理者が、ダム管理者へ、①の情報を提供し、事前放流を実施する態勢に入るよう伝える
・ダム管理者が国土交通省のシステムにアクセスし、予測降雨量を注視

①気象台が「台風に関する全般気象情報」や「大雨に関する全般気象情報」を発表

※小規模な農業用ダム等については、季節ごとにあらかじめダムの水位を低下させておくなどの運用（簡易な事前放流）を行う。

【基準降雨量】

ダム上流域で基準降雨量(○○mm/▲日間)上回るとき、
下流河川において、氾濫するおそれがある危険な状態となる

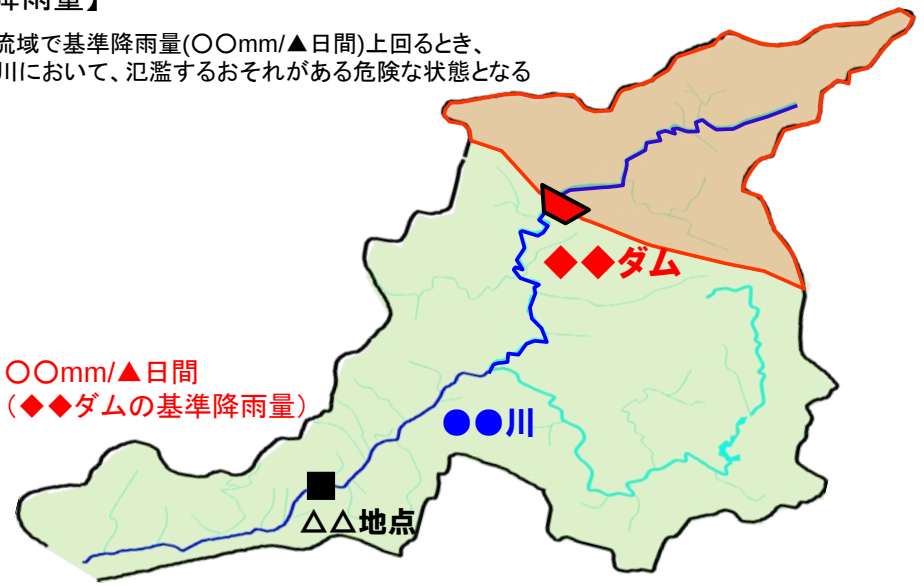

【貯水位低下量】

予測降雨量をもとにダムの流入総量を算出し、事前放流により確保する容量として、約××万m3を算定し、これを貯水位に換算
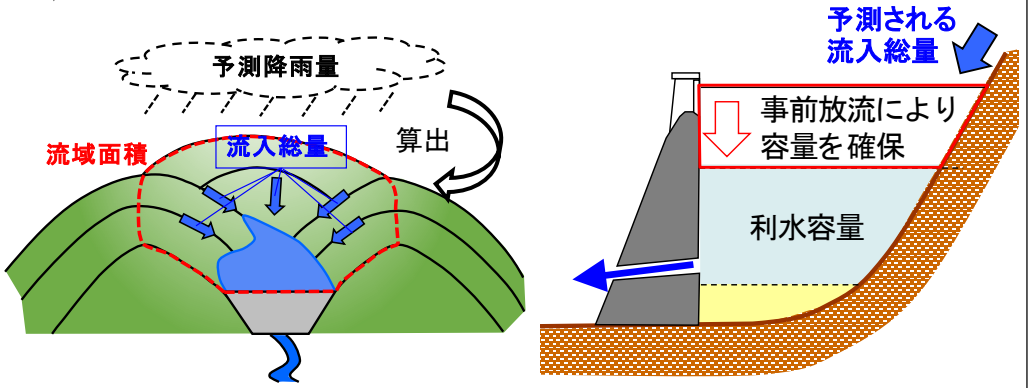
⇨ ××万m3の容量を確保するべく水位低下